

4 特定資金であつて、特定期間内に当該融資機関が当該貸付けの条件を変更して、その変更の日以後特定期間の末日までの間に据置期間が経過する場合における当該据置期間をその経過する日から二年の範囲内で延長したものに關する第十四条の規定の適用については、同条中「二年」とあるのは、「四年」とする。

附 則 (昭和五二年八月二日政令第二五五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年九月二四日政令第二八三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

附 則 (昭和五四年一月二二日政令第三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年二月二七日政令第二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年四月二二日政令第一三八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年六月三日政令第二二一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一八日政令第一三〇号) 抄

附 則 (昭和六〇年七月三〇日政令第二四三号)

この政令は、昭和六十年八月一日から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に漁業再建整備特別措置法(以下「法」という。)第五条第一項の認定を受けている改正前の漁業再建整備特別措置法施行令第四条第三号又は第三号の二に掲げる業種に係る構造改善計画は、改正後の漁業再建整備特別措置法施行令第四条第三号又は第三号の二に掲げる業種(次項において「新業種」という。)に係る構造改善計画で法第五条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 前項の規定により新業種に係る構造改善計画で法第五条第一項の認定を受けたものとみなされる構造改善計画を作成した漁業協同組合等は、当該構造改善計画につき同項の認定を受けたものとみなす。

附 則 (昭和六一年三月二〇日政令第二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月八日政令第一五一号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年八月三日政令第二六九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる漁業については、改正後の第四条第七号及び第八条第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 昭和五十七年七月十八日前に建造され、又は建造に着手された動力漁船(船舶のトン数の測定に關する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三条第一項の特定修繕に伴う船舶法(明治三十二年法律第四十六号)及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度を受けていないものに限る。次号において「旧トン数適用船」という。)であつて、総トン数百トン以上百三十九トン未満のものにより、釣りによつていかをとることを目的とする漁業

二 旧トン数適用船以外の総トン数百トン以上百三十九トン未満の動力漁船であつて、この政令の施行前にニュー・ジブランドいか釣り漁業に用いられたものにより、この政令の施行後にニュー・ジブランドの地先沖合において釣りによつていかをとることを目的とする漁業

附 則 (平成元年三月三二日政令第八九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年九月三〇日政令第三二五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月二三日政令第二一五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月二〇日政令第二四六号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業再建整備特別措置法第八条第一項に規定する資金についての同条第二項の政令で定める条件については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年八月一日政令第二五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二七日政令第四二六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二六日政令第六一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日政令第二二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年二月二八日政令第四三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年一月一七日政令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二五日政令第二二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年七月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年八月二二日政令第二八〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三二日政令第二二五号)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日政令第一四五号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業経営の改善及び再建整備に關する特別措置法第八条第一項に規定する資金についての同条第二項の政令で定める条件については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年三月三二日政令第九六号)

この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に關する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一六日政令第一三六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二九七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第二二七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日(令和二年十二月一日)から施行する。